



「防眩フィルム」事件
(知財高判令和5年3月27日 令和4年(行ケ)第10029号¹⁾)

概要

(1) 特許取消決定取消請求訴訟において、進歩性の判断の誤りが争点となった事例。
(2) 裁判所は、副引用例(引用例2)を正しく認定すると、副引用例に記載された事項を主引用例(引用例1)に適用しても、本件発明に想到できないと判断した(特許庁の特許取消決定を取消)。

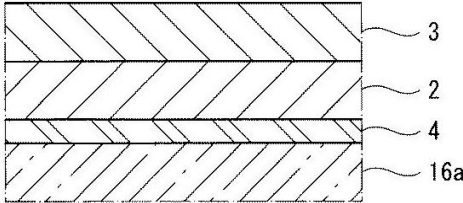
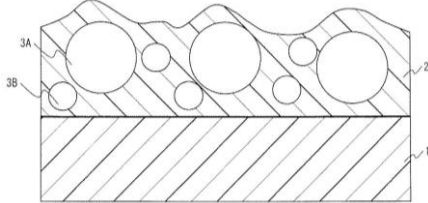
対象特許(特許第6721794号²⁾)

【請求項1】

「ヘイズ値が60%以上95%以下の範囲の値であり、内部ヘイズ値が0.5%以上8.0%以下の範囲の値であり、且つ、画素密度が441ppiである有機ELディスプレイの表面に装着した状態において、8ビット階調表示で且つ平均輝度が170階調のグレースケール画像として画像データが得られるように調整したときの前記ディスプレイの輝度分布の標準偏差が、0以上10以下の値である防眩層を備える、防眩フィルム。」(令和3年11月15日付けの訂正請求書により訂正)

引用発明(特開2009-244465号公報³(引用例1)との相違点に係る構成

請求項1に係る本件発明1と引用発明との相違点1-1に係る構成は、以下の表のとおりである。なお、相違点1-2は省略した。

本件発明1	引用発明
防眩層の内部ヘイズ値が0.5%以上8.0%以下の範囲の値である。 	防眩性ハードコート層の内部ヘイズ値が不明である。 

特開2015-172837号公報⁴(引用例2)に記載された事項

「光学シートは、一方の面に凹凸形状を有してなり、表面ヘイズが22~40%であること、及び、「光学シートは、ヘイズ(JIS K 7136:2000)が25~60%であることが好まし」いことが記載されている。

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5952

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-6721794/134399B0AE4F71A94F3E4E027A02E4B67A2EA0BD3D1862FA2973657D0085D1F4/15/ja>

³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2009-244465/98E12641FAA437E920E7EACFC0214D11B4E9E20D63484AF5D82F82B3F4F12752/11/ja>

⁴ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2015-172837/6914C2CC2A22C55FFEB260F193D6C1658DC474D56048CD3F97B8872AB5785D3E/11/ja>

裁判所の判断

引用例2の「課題を解決するための手段」の欄の記載及び発明を実施するための形態の欄の記載のうち課題解決原理に関する記載に照らして、「引用例2の表面ヘイズの値は、ギラツキと技術的に一体不可分である凹凸の形状を規定するものであるから、引用例2の記載は表面ヘイズ値と切り離してギラツキを調整することを示唆するものと解することはできない。」とした上で、「引用発明と引用例2の（全体の）ヘイズ値が共通するのは、60%の（全体の）ヘイズ値を有する場合である。本件発明1においては、（全体の）ヘイズ値から内部ヘイズ値を差し引いた値が外部ヘイズ値（表面ヘイズ値）に相当するから・・・、（全体の）ヘイズ値が60%である引用発明について、表面ヘイズの値が22ないし40%である光学シートが記載された引用例2が、内部ヘイズ値として示唆するのは、60%の（全体の）ヘイズ値のときに取り得る20ないし38%・・・の内部ヘイズ値である。そうすると、引用発明に引用例2を組み合わせても、内部ヘイズ値を20%よりも小さい値とすることを当業者が容易に想到することはできない。」と判断した。

まとめ

裁判所と特許庁との間で判断が分かれた理由は、裁判所は引用例2において表面ヘイズ値とギラツキとを技術的に一体不可分のものとして認定したのに対し、特許庁は両者を切り離して認定したためである。

特許庁による進歩性欠如の判断に対する対応を検討するに当たり、まず最初に、本件の裁判所による引用例の認定のように、引用例の「発明が解決しようとする課題」の欄の記載、「課題を解決するための手段」の欄の記載、及び、「発明を実施するための形態」のうち特に引用例に記載された課題解決原理に関する記載等を十分に読み込んで、引用例の全体の記載から把握される引用例に記載された事項を的確に認定することが重要である。

そして、特許庁による引用例の認定が妥当でないと考える場合には、引用例の上記記載を引用しながら、特許庁による引用例の認定が妥当でない理由を意見書等において具体的にかつ丁寧に説明することによって、進歩性欠如の判断を覆すことができる場合もあると考えられる。

キーワード 特許、進歩性（29条2項）、引用発明の認定、数値限定

[担当] 深見特許事務所 日夏 貴史

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。